

## 大江町西山杉材利用促進事業補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 町長は、西山杉材の利用促進と林業及び木材関連産業の活性化をはかるため、西山杉材を利用し住宅を建築する者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助金交付要件)

第2条 補助金の交付対象となる建築物は、町内に建築される木造住宅等とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 大江町産西山杉材を使用し、施工されるものであること。
- (2) 町内の製材業者より納入された材料を使用するものであること。
- (3) 町内の建築業者により施工されるものであること。
- (4) 税金の滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、建築にかかる経費のうち大江町産西山杉材の購入費とする。ただし、一建築物につき30万円以上の材料購入費に限る。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の30%以内の額とし、50万円を限度とする。

2 本事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事業との併用申請は認めるものとし、補助金の合計額は100万円を限度とする。

- (1) 大江町住宅建築奨励事業
- (2) 大江町雪から家をまもる事業
- (3) 大江町優良景観形成事業

### (補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に大江町西山杉材利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 建築物の位置図
- (3) 建築物の平面図
- (4) 産地証明書（別記様式第2号）
- (5) 補助対象となる材料費の見積書の写し
- (6) 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事の届け出の写し
- (7) 公簿等の閲覧同意書

(8) その他町長が必要と認める書類

2 この事業に係る補助金の交付申請は、1世帯1回限りとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更又は取下げるときは、事業変更承認申請書（別記様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 規則第7条第1項のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業経費の5分の1を超える額の変更
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業の主要な内容変更
- (4) 事業箇所の変更

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとし、事業完了後30日以内に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）
- (2) 完成写真
- (3) 西山杉材に係る納品伝票の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第9条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けて補助金を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年5月12日から施行し、同日以後に建築基準法第15条第1項の規定による建築工事の届け出を行った建築物から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 5条第1項の規定による補助金交付の申込を既に行なっているものについては従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 大江町西山杉材利用促進事業補助金交付要綱取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大江町西山杉材利用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付事務取扱等について必要な事項を定める。

### (木造住宅等の定義)

第2条 要綱において「木造住宅等」とは、住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、物置、車庫とする。

### (建築の定義)

第3条 要綱において「建築」とは、新築、増改築工事、修繕工事とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

### (添付書類)

第5条 要綱第6条第1項第6号に定める町長が必要と認める書類とは、使用する西山杉材に係る木割書及び発注書の写しとする。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成20年5月12日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 大江町西山杉材利用促進事業補助金交付要綱5条第1項の規定による補助金交付の申込を既に行なっているものについては従前の例による。

平成 年 月 日

大江町長 渡邊 兵吾 殿

申請者 住所

氏名

印

平成 年度大江町西山杉材利用促進事業補助金交付申請書

平成 年度において大江町西山杉材利用促進事業について大江町西山杉材利用促進事業補助金 円を交付されるよう大江町補助金等の適正化に関する適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

平成 年 月 日

大江町長 渡邊 兵吾 殿

申請者 住所

氏名

印

平成 年度大江町西山杉材利用促進事業実績報告書

平成 年 月 日付け指令大産発第 号をもって大江町西山杉材利  
用促進事業補助金の交付の決定の通知があった平成 年度大江町西山杉材利用促進  
事業について大江町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定によりその実績を関係  
書類を添付して報告する。

大江町西山杉材利用促進事業計画書（成績書）

1. 家屋の種類 ・住宅 ・店舗 ・事務所 ・工場 ・倉庫 ・物置 ・車庫

2. 家屋の所在 ・大江町大字

3. 規 模 ・敷地面積  $m^2$  ・階数 階  
 ・建築面積  $m^2$   
 ・延床面積  $m^2$ （うち、既存部分の床面積  $m^2$ ）

4. 施工方法 ・在来工法 ・その他（ ）

5. 製材業者 住所 大江町大字

氏名

6. 施工業者 住所 大江町大字

氏名

7. 工 期 ・（着工）平成 年 月 日～（完成）平成 年 月 日

8. 収支予算書（精算書）

(1) 収入

[単位：円]

区 分	予算額	精算額	比 較		備 考
			増	減	
町補助金					
自己負担金					
計					

(2) 支出

[単位：円]

区 分	予算額	精算額	比 較		備 考
			増	減	
西山杉材購入費 （補助対象経費）					
計					

9. 事業完了予定年月日 ・平成 年 月 日



## 大江町西山杉材利用促進事業計画書 (成績書)

1. 家屋の種類 住宅 ・店舗 ・事務所 ・工場 ・倉庫 ・物置 ・車庫
2. 家屋の所在 ・大江町大字左沢〇〇〇
- 
3. 規 模 ・敷地面積 500㎡ ・階数 2階  
 ・建築面積 150㎡  
 ・延床面積 230㎡ (うち、既存部分の床面積 ㎡)
4. 施工方法 在来工法 ・その他 ( )
5. 製材業者 住所 大江町大字左沢〇〇〇  
 氏名 大江製材
- 
6. 施工業者 住所 大江町大字左沢△△△  
 氏名 大江建設
- 
7. 工 期 ・(着工) 平成21年4月5日～(完成) 平成21年7月30日

## 8. 収支予算書 (精算書)

## (1) 収入

[単位:円]

区 分	予算額	精算額	比 較		備 考
			増	減	
町補助金	500,000				
自己負担金	2,000,000				
計	2,500,000				

## (2) 支出

[単位:円]

区 分	予算額	精算額	比 較		備 考
			増	減	
西山杉材購入費 (補助対象経費)	2,500,000				
計	2,500,000				

9. 事業完了予定年月日 ・平成21年8月30日



西山杉材産地証明書

1. 産地証明の対象となる西山杉材

項目	内 容
原木産地	大江町大字
伐採業者	
数 量	石 ( m <sup>3</sup> )
発注者	
施主名	
建築場所	大江町大字 字 番地

注1) 「原木産地」の欄には、大江町産西山杉材の原木を伐採した土地の所在を大字名まで記載すること。原木産地が複数となる場合は代表となる所在を記載すること。

注2) 「数量」の欄には、見積書等に記載された大江町産西山杉材の製材の数量を記載すること。

注3) 「発注者」の欄には、産地証明発行者に対し、直接注文した工務店名等を記載すること。

2. 添付書類：産地証明の対象となる大江町産西山杉材に係る見積書等

この書面にある産地証明の対象となる西山杉材は、当社の責任において、間違いなく大江町産西山杉材であることを証明する。

平成 年 月 日

住所

会社名

代表者



記載例

## 西山杉材産地証明書

## 1. 産地証明の対象となる西山杉材

項目	内容
原木産地	大江町大字沢口
伐採業者	大江林業
数量	432石 (120m <sup>3</sup> )
発注者	大江建設
施主名	大江太郎
建築場所	大江町大字左沢字前田882番地1

注1) 「原木産地」の欄には、大江町産西山杉材の原木を伐採した土地の所在を大字名まで記載すること。原木産地が複数となる場合は代表となる所在を記載すること。

注2) 「数量」の欄には、見積書等に記載された大江町産西山杉材の製材の数量を記載すること。

注3) 「発注者」の欄には、産地証明発行者に対し、直接注文した工務店名等を記載すること。

## 2. 添付書類：産地証明の対象となる大江町産西山杉材に係る見積書等

この書面にある産地証明の対象となる西山杉材は、当社の責任において、間違いなく大江町産西山杉材であることを証明する。

平成21年4月10日

住所 大江町大字左沢〇〇〇

会社名 大江製材

代表者 七軒 次郎

®

平成 年 月 日

大江町長 渡邊 兵吾 殿

申請者 住所

氏名

印

平成 年度大江町西山杉材利用促進事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け指令大産発第 号で交付の決定の通知のあった平成 年度大江町西山杉材利用促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので大江町西山杉材利用促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により関係書類を添付して申請する。

記

1. 変更の理由

2. 変更内容

(別記様式第1号に準じて記載すること。)

※変更前、変更後を上下2段書きとし、変更前を( )書きし上段に記載。

# 閱 覧 同 意 書

平成 年 月 日

大江町長 渡 邊 兵 吾 様

住 所 大江町大字

氏 名 ㊟

氏 名 ㊟

氏 名 ㊟

氏 名 ㊟

氏 名 ㊟

大江町西山杉材利用促進事業事業補助金交付申請に伴い、私の納税状況を確認するために、大江町建設水道課長及びその指示を受けた建設水道課職員が、私の納税状況に関する資料を閲覧することことに同意します。

※氏名欄には、世帯員全員の名前をご記入ください。